

一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実を目指して

子どもたちの笑顔のために



刊 行 に 寄 せ て

平成19年度から本格的にスタートした「特別支援教育」は、子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

函館市の障がい児教育は、明治28年にアメリカ人宣教師の母親であるドレパー夫人が私財を投じ、「函館訓盲会」を創設するなど、たいへん古い歴史があり、現在もその精神が受け継がれています。

函館市教育委員会では、こうした地域の特性を生かし、個性豊かに生きる函館の子どもの育成を目指すとともに、本市における特別支援教育の一層の充実を願い、この度、「特別支援教育」指導資料を作成しました。

本資料は、様々な事例に対応できるよう、多くの実践例や関係機関との連携例などを取り上げ、より具体的な内容になるよう配慮しております。

各幼稚園・学校におきましては、本資料を活用し、教職員一人一人が特別支援教育に対する理解を深めることはもとより、子どもへの支援や校内体制の充実が図られることを期待しております。

終わりに、本指導資料の発刊に当たりまして、指導資料作成委員の皆様、多大なご協力をいただきましたことに対しまして、心からお礼申し上げます。

平成21年3月

函館市教育委員会教育長

多賀谷 智

目 次

第1章 特別支援教育の動向

1	これまでの国の動き	----- P	1
2	函館市の取り組み	----- P	1
3	新学習指導要領における特別支援教育	----- P	2
4	特別支援教育を進めるために	----- P	2
	・コラム「特別支援教育に関する保護者啓発用リーフレット」		

第2章 校内体制の充実

1	具体的な校内組織の例	----- P	4
	・コラム「函館市特別支援教育支援員の配置」		
2	計画的な校内委員会の推進	----- P	7
3	特別支援教育コーディネーターの役割	----- P	8

第3章 子どもの実態に応じた支援

1	支援の基本的な流れ	----- P	9
2	担任が「気づく」ことから	----- P	10
3	気づきから「行動の背景の理解」へ	----- P	12
4	理解から「支援する」へ	----- P	13
5	「二次的な障がい」を防ぐために	----- P	14
	・コラム「LD・ADHD・高機能自閉症等について」		

第4章 通常学級における支援の実践

1	学級経営における基本姿勢	----- P	16
2	支援の基本	----- P	17
3	支援の実践	----- P	17
	・コラム「障がいの説明について」		
4	校内の支援体制の工夫例	----- P	21

第5章 幼稚園・高等学校における特別支援教育

1	函館市内A幼稚園の取り組み	----- P	22
2	函館市内B高等学校の取り組み	----- P	23

第6章 保護者に対する支援

1	つまずきや困難さを示す子どもの保護者への支援	----- P	25
	・コラム「保護者がマイナスイメージをもちやすい教師の言葉」		
2	保護者との連携の事例	----- P	27

第7章 関係機関との連携

1	関係機関との連携の進め方	----- P	28
2	函館市特別支援教育サポート委員会	----- P	29
3	特別支援学校との連携	----- P	30
4	教育支援ボランティアの活用	----- P	30
5	通級指導教室（ことばの教室）の活用事例	----- P	31
	・函館市内の主な相談機関	----- P	32

第1章 特別支援教育の動向

1 これまでの国の動き

ノーマライゼーションの広がり、障がいの重度・重複化や多様化などを背景に、障がいのある児童生徒に対する教育理念の大きな転換が図られました。

平成15年3月に、文部科学省に置かれた調査研究協力者会議がとりまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、特殊教育から「特別支援教育」への転換を図ることが提言され、「特別支援教育」は次のように定義されています。

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものと言うことができる。

この特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するためのものと位置付けられる。



また、「学校教育法等の一部を改正する法律」で、次のことが規定され、平成19年4月から施行されました。

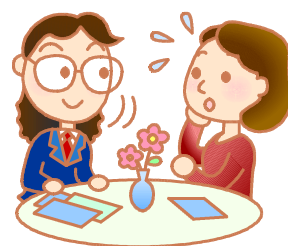
- 盲・聾・養護学校を障がい種別を超えた特別支援学校に一本化すること
- 特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒等の教育について助言・援助に努めること
- 小・中学校等においては、特別支援教育を行うこと
- 特殊学級は、特別支援学級へと名称を変更すること

2 函館市の取り組み

函館市教育委員会では、平成17年度に文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、巡回教育相談体制の整備、さらに、各学校における校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名とその研修を実施するなど、体制整備を進めてきました。

また、平成18年度には、本市独自に「函館市特別支援教育サポート委員会」を組織し、各学校への支援体制の一層の充実を図るとともに、平成19年度からは、「函館市特別支援教育検討委員会」を設置し、本市にふさわしい特別支援教育の在り方について検討を進めてきました。

さらに、平成20年度から、特別支援教育支援員を配置し、本市における特別支援教育の充実を図るとともに、保護者の特別支援教育に対する理解を深めるため、啓発用リーフレット（⇒ P3を参照）を作成し、発行しました。



3 新学習指導要領における特別支援教育

平成20年3月に告示された新学習指導要領においては、障がいのある児童生徒の指導について、次のようなことが示されました。

○特別支援学校等の助言又は援助を活用すること

○指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

○特別支援学級または通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的に指導を行うこと

本市においては、すでに、このような取り組みが各幼稚園、学校で進められているところですが、新学習指導要領に基づき、特別支援教育の一層の充実を目指す必要があります。

4 特別支援教育を進めるために

現在、各学校においては校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育が推進されています。

また、特別支援教育の理解を深め、具体的な指導方法を身に付けるために、外部の専門家を招いて校内研修を行うなど、指導力の向上と指導体制の充実に努めています。

今後、すべての幼稚園・学校において以下の3点を踏まえ、校内体制の確立や子どもの実態に応じた指導の充実とともに、函館市近郊の各特別支援学校や発達障害者支援センターなどの専門機関と、より連携を深めながら特別支援教育を推進していく必要があります。

○ 特別支援教育は、平成19年度から、すべての幼稚園、小学校・中学校、高等学校においてその取り組みが始まっています。

○ 特別支援教育の対象者は、障がいの有無にかかわらず、その傾向を有する幼児児童生徒を含めて考える必要があります。

○ 幼稚園や学校における特別支援教育の推進には、その学校にかかわるすべての人々の協力が必要であり、直接子どもと触れ合う教職員一人一人が、重要な担い手となっています。



本指導資料の作成に当たりましては、このような考え方を踏まえ、本市の幼稚園や小・中学校、高等学校において特別支援教育を一層推進するため、次の4つのポイントについて解説します。

＜本指導資料のポイント＞

- ①校内委員会の機能の充実を図りましょう。(P 4～8)
- ②つまずきや困難さを示す子どもの特性やその支援の方法を理解しましょう。(P 9～24)
- ③保護者への支援を工夫しましょう。(P 25～27)
- ④関係機関との連携を充実させましょう。(P 28～32)



コラム

○ 保護者啓発用リーフレット

函館市教育委員会では、特別支援教育の保護者啓発用リーフレットを作成し、市立の幼稚園、小・中学校、高等学校の保護者に配布しております。一人でも多くの保護者や、市民の方々に特別支援教育を理解していただき、本市の特別支援教育を充実することを目指しています。本リーフレットは、教育委員会のホームページから、ダウンロードすることができます。

一人一人の輝く笑顔のために

とくべつしえんきょういく
特別支援教育は、
子どもの可能性を最大限に
伸ばすことを目指しています！



保護者の皆様へ

特別支援教育は、子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、すべての学校において実施されているものです。

保護者の皆様にも、ご理解とご協力をお願いいたします。



平成21年4月

函館市教育委員会

(函館市教育委員会

保護者啓発用

リーフレットより)

第2章 校内体制の充実

校内の特別支援教育の取り組みを具体的に推進するのが校内委員会です。つまりきや困難さを示す子どもを把握するとともに、校内の協働体制づくりや関係機関との連携を図りながら、効果的な支援を実現していく役目を担います。

校内委員会の主な役割としては、

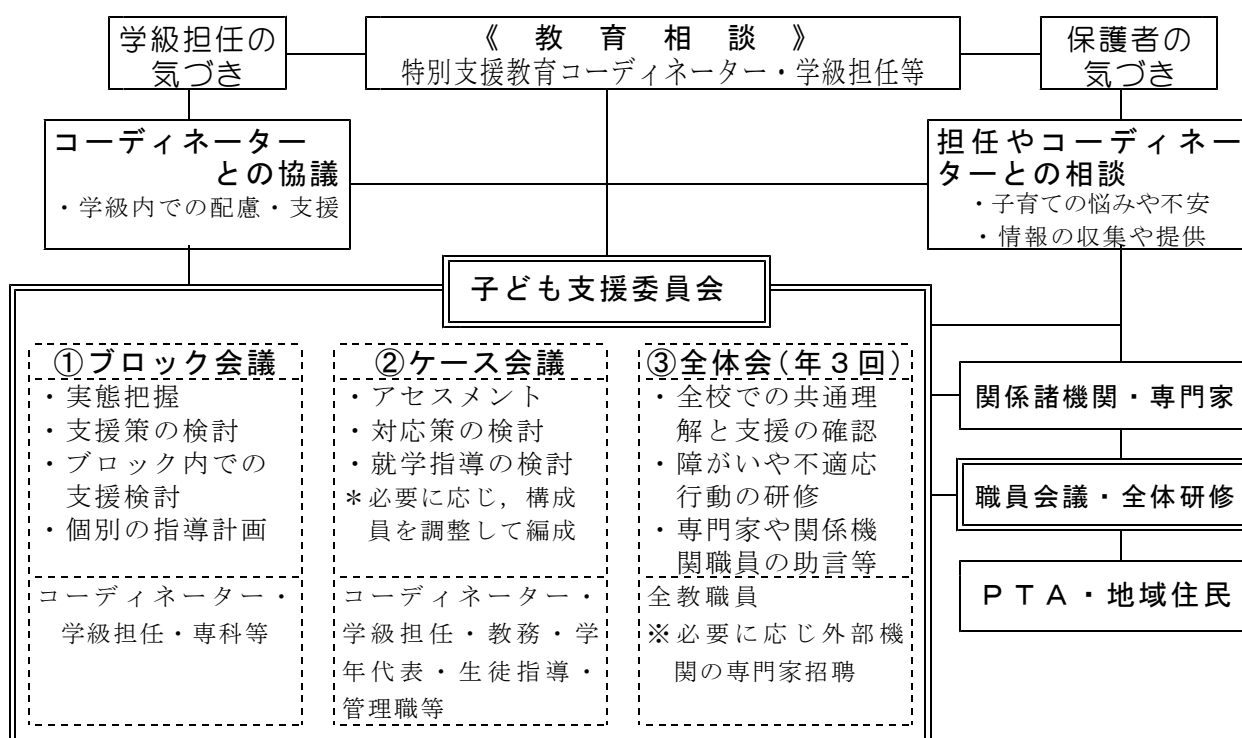
- 実態把握 ○担任への支援 ○校内の支援体制の検討 ○関係機関との連携
- 校内での研修会の計画・実施 ○保護者との相談 ○通信による保護者への啓発

などがあります。校内委員会を組織するにあたっては、各学校の実態に応じて、現在の組織を見直し、無理なく支援できる校内組織をつくっていくことが大切です。

1 具体的な校内組織の例

(1) きめ細かな支援のための校内体制を工夫している市内A小学校

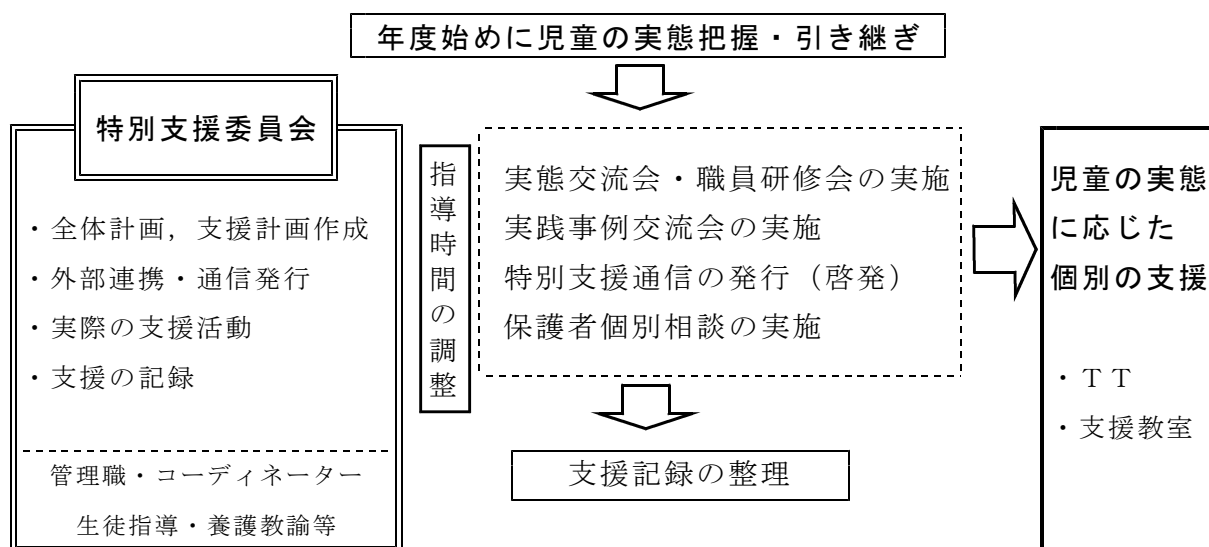
- ・A小学校では、特別支援学級担任1名、教務担当教諭2名の計3名を特別支援教育コーディネーターとして配置し、校内委員会を効果的に運営しています。



- ・「子ども支援委員会」として、学年ブロックでの会議、さらに検討が必要な事例についてはケース会議、全体で共通理解が必要な事例については、年3回の全体会の中で協議し、きめ細かく子どもの状況を把握するとともに、全教職員で特別支援教育に取り組んでいます。

(2) 全教職員の協力で支援教室を運営している市内B小学校

- ・ B小学校では、教師の担当時間数等を工夫し、個別指導を行うための支援教室を運営しています。



- ・ B小学校では、余裕教室を活用し支援教室を設置し、個別の支援が必要な児童に対する指導を全職員で計画的に行っています。
- ・ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、各週ごとに校内支援の計画を作成するとともに、支援教室の管理、特別支援通信の発行、関係機関との連携等を行っています。



コラム

◆函館市特別支援教育支援員の配置

- 函館市では、平成20年度は6校に、平成21年度は25校に、函館市特別支援教育支援員を配置し、各学校における特別支援教育の充実を図っています。
- 特別支援教育支援員は、通常学級に在籍する教育的支援を必要とする児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学級担任の学習指導、生活指導の補助を行います。



(3) 特別支援学級担当教員の専門性を生かした取り組みを進める市内C中学校

- ・ C中学校は特別支援学級が開設され間もないことから，特別支援教育コーディネーターを中心に，全教職員の特別支援教育への共通理解に努めています。

学級担任等による気づき・観察，チェックリストによる実態把握 → 学年部会で交流・検討

報告

特別支援委員会

- ・ 生徒の実態把握
- ・ 全校的支援体制の検討・調整・推進
- ・ 学級担任・教科担任へのアドバイス
- ・ 個別の指導計画の作成
- ・ 校内研修による共通理解の促進
- ・ 家庭・地域・関係機関との連携促進

管理職・コーディネーター・学級担任・
生徒指導・教科担任・養護教諭等

◇保護者の承諾

↓
外部機関と連携

↓
個別の指導計画作成

◇保護者の確認

↓
支援の具体化

【進路指導】

評価評定の

工夫

↓
適切な評価評
定のための配
慮事項の明確
化

情報の蓄積

学習環境の整備

学年部会・特別支援委員会による評価と改善

- ・ 特別支援学級に在籍する生徒には，高等養護学校や普通高校へ進学する生徒がいることから，入学当初から全校で適切な評価評定のための配慮事項を明確化する取り組みを行っています。
- ・ 特別支援学級に在籍し，通常学級での交流学习を行っている生徒の評価に関しては，教科担任と特別支援学級担任が相談して決めることや，評定に関しては，通常学級で行われる学習内容の定着度を基本にしながら，生徒の障がい特性も考慮して行うなどしています。



2 計画的な校内委員会の推進

校内委員会を機能させるためには、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、年間を見通した活動計画に基づき、定期的に委員会を開催することが大切です。

【校内委員会年間活動計画の例】（市内 A 小学校の例）

月	活 動 内 容	備 考
4 月 ～ 6 月	・ 校内委員会活動計画提案 ・ 校内での支援体制の検討 ・ 児童の実態把握 ・ 支援内容、支援体制の検討 ・ 個別の指導計画の作成開始 ・ 学級の実態交流 ※昨年度ケース会議で検討した子どもの確認と現在の様子について ※気になる子、不登校及びその傾向のある子等の様子について	・ 校内委員会活動計画と校内支援体制について職員会議で確認し、共通理解を図る。 ・ 支援の状況は職員会議で報告し共通理解を図る。 ・ 緊急の対応が必要な場合には、臨時の校内委員会を開催する。
7 月	・ 1 学期の支援の評価、修正	
8 月	・ 校内研修の企画運営（子どもの状態像に応じた支援の在り方について） ・ 事例研究会 ・ 2 学期の支援方針の確認	
9 月 ～ 12 月	・ 学級の実態交流 ・ 支援内容、支援方法の評価、修正（個別の指導計画の見直し） ・ 新たな気になる子どもの実態把握と支援の検討 ・ 2 学期の支援の評価、修正	・ 支援の状況は職員会議で報告し共通理解を図る。
1 月 ～ 3 月	・ 3 学期の支援方針の確認 ・ 支援内容、支援方法の評価、修正 ・ 学級の実態交流 ・ 幼稚園、保育所との情報交換 ・ 1 年間の取組の評価と反省、次年度へ向けて ・ 年間の指導のまとめ ・ 中学校への引き継ぎ	・ 中学校体験入学 ・ 新入児童保護者説明会 ・ 新入児童体験入学 

3 特別支援教育コーディネーターの役割

校内支援体制の核となる特別支援教育コーディネーターは、

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| ○校内委員会の推進役 | ○校内の連絡調整 | ○担任への支援 |
| ○保護者との相談 | ○関係機関との連絡調整 | |

などの役割を担います。また、市内には特別支援教育コーディネーターを複数指名し、役割を分担しながら、校内の特別支援教育を推進している学校もあります。

ここでは、特別支援教育コーディネーターが活動を進めるにあたってのポイントを紹介します。

■特別支援学級を担当するAさん

視野を広げ、よりよい環境づくりを！

私は、特別支援学級の担任をしています。特別支援学級の担任がコーディネーターを務める場合、期待されるのは特別支援学級での経験や専門的な知識です。自分の学級の子どもに対してだけではなく、通常学級に在籍する児童にも視野を広げ、研修を積みながら校内の特別委員会にかかわってきました。

コーディネーターとして最も配慮すべきことは、子どもや保護者の心情をくみ取りながらよりよい関係をつくるという点です。そうすることで、保護者とのコミュニケーションも深まります。組織の形態や支援の方法はそれぞれの学校により異なりますが、定期的にケース会議を開催して取り組みを改善したり、関係機関との連絡調整を行うなど、組織的かつ計画的な取り組みが重要であると思います。



特別支援教育の視点を踏まえた教育活動を推進しています！

■教務部を担当するBさん

私は、教務部の立場で特別支援教育コーディネーターをしています。支援に当たる時間と場所を生み出し、誰をどの教室に配置するのか計画すること、担任とともに通常学級における指導計画や指導内容の工夫を考えること、校内研修の時間を設定することなど、コーディネーターとしての役割は多岐にわたります。



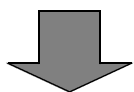
しかし、教務部の立場からコーディネーターの業務にかかわることは、学校全体の動きの中に特別支援教育を意識した活動を取り入れる上でとても効果的です。本校では、先生方の協力を得ながら、月ごとの各自の支援担当時間を調整し、特設の支援教室を設置して個に応じた指導に取り組んでいます。また、学校通信等を通じて、保護者の皆さんに特別支援教育を理解していただくよう努めています。

第3章 子どもの実態に応じた支援

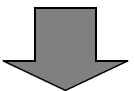
学習上のつまずきがあったり、友だちとの人間関係がうまくつくれなかったりして支援が必要な子どもは、どの学校にも、どの学級にもいると考えられます。そのような子どもが、精神的に安定した状態で学校生活を送り、自尊感情を高めながら成長していくためには、教師の理解と確かな支援が必要です。

1 支援の基本的な流れ

① 気づく



② 行動の背景を理解する



③ 支援する

- 子どもを支援するためには、教師がその子どものつまずきや困難さに気づくことが支援の第一歩になります。
- 子どもの行動観察を行うとともに、チェックリスト等を活用し、客観的に子どもの状態を把握します。

P 1 0

- 問題行動には、必ずその背景に何らかの理由があることを理解することが大切です。例えば、次のようなことが考えられます。
 - ・これまでの生育歴に課題がある。
 - ・情緒的な問題がある。
 - ・家庭等の環境の問題がある。
 - ・器質的な問題がある。
- 校内委員会において子どもの状態を共通理解します。
- 客観的な子ども理解のために、心理検査等が有効な場合もあります。

P 1 2

- 具体的な支援の方法は、次の3つの視点から整理することができます。

- ・自尊心を尊重した支援
- ・つまずきに応じた支援
- ・よさや長所を生かした支援



- 表面に現れた行動だけに目を向けるのではなく、困難さを示す子どもの立場で考え、共感的に接することが大切です。
- 担任の配慮だけではなく、学校全体で支援する体制を整えることが大切です。
- 子どもへの支援を進めるためには、教育相談や保護者への支援も大切になります。

P 1 3

次のページからは、この基本的な流れにそって、具体的な内容や方法を解説します。

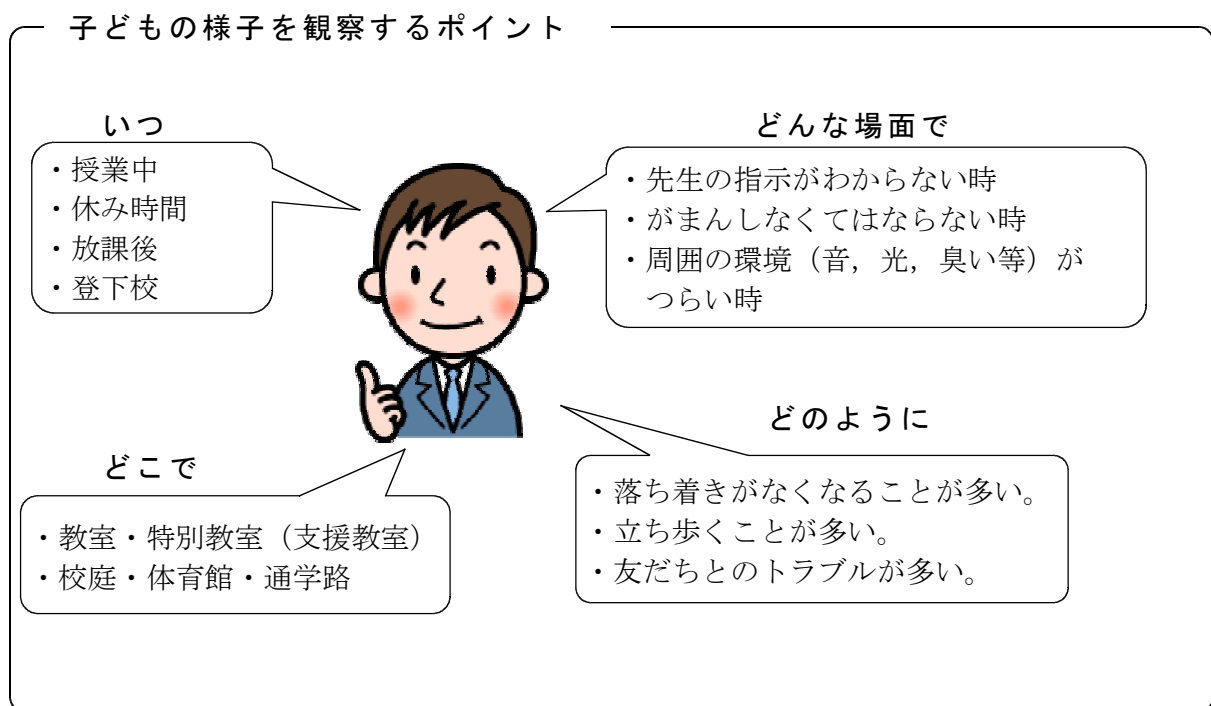
2 担任が「気づく」ことから

つまずきや困難さを示す子どもへの支援は、「あれ？少し変わった行動だな」「どうしてかな？」という担任の気づきから始まります。

子どもは様々な場面で、サインを出しています。子どもの授業中の様子や学校生活の様子から担任が気づく場合や、連絡帳や家庭訪問などを通して、保護者からの相談により担任が気づく場合もあります。

(1) 子どもの行動観察

担任が子どものつまずきや困難さに気づいたら、「いつ」「どこで」「どんな場面で」「どのように」つまずきや困難が起こるのかななどを観察することが大切です。子どものつまずきが生ずる場面は、授業中だけではなく、様々な活動の場面にあります。



(2) チェックリストの活用

子どものサインを見逃さないために、チェックリストを活用して、子どもの状態を客観的に把握することも有効です。

チェックリストの活用は、あくまでも子どもの認知特性や行動特性を把握し、支援の方法を検討するための資料であり、障がいの判別を目的とするものではないことに留意する必要があります。次のページでは、実態把握のためのチェックリストの活用例を紹介します。



＜観察に役立つ学習面，行動面，対人関係等に関するチェックリスト＞

（学習面のチェックリスト：聞く，話す，読む，書く，計算する，推論するの6項目）

領域	項目	ない (0点)	まれに ある (1点)	ときどき ある (2点)	よく ある (3点)
聞 く	・聞き間違いがある。（「知った」を「行った」と聞き間違える。）	○			
	・聞きもらしがある。				○
話 す	・個別に言われると聞き取れるが，集団場面では難しい。				○
	・適切な早さで話すことが難しい。（たどたどしく話す。とても早口である。）				
計 算 す る	・言葉につまったりする。				
	・単語を羅列したり，短い文で内容的に乏しい話をする。	○			
	・学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい。				○
	・簡単な計算が暗算できない。			○	
	・計算するのにとても時間がかかる。				○
	・学年相当の文章題を解くのが難しい。				○

「計算する」の項目で「よくある」「ときどきある」が多いな。数の部分を苦手に行っているのかな。



（行動面のチェックリスト：不注意，多動性－衝動性の2項目）

不 注 意	・学校での勉強で，細かいところまで注意を払わなかったり，不注意な間違いをしたりする。			○	
	・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。				○
多 動 性 － 衝	・面と向かって話しかけられているのに，聞いていないようにみえる。				○
	・指示に従えず，また，最後までやり遂げない。				○
	・手足をそわそわ動かしたり，着席していてももじもじしたりする。				○
	・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう。				○
	・過度にしゃべる。	○			
	・じっとしていない。また何かに駆り立てられるように活動する。			○	
	・順番を待つのが難しい。			○	

授業中に落ち着いて座っていられず，何かしていないと落ち着かないんだな。学習の約束事や視覚的な支援をすれば変わるかな。



（その他）

	・大人びている。	○			
	・みんなから「〇〇博士」と思われている。				
	・他の子どもが興味を持たないようなことに興味があり，「自分だけの知識世界」をもっている。				○
	・特定の分野の知識を蓄えているが，丸暗記であり，意味をきちんと理解していない。		○		
	・独特な声で話す。				
	・共感性が乏しい。				○
	・球技やゲームをする時，仲間と協力することに考えが及ばない。				○
	・特定の物に執着がある。	○			

好きな分野のことに詳しいんだな。でも，人とかかわることは苦手なようだ。



（市内A小学校「支援のためのスクリーニングシート」より一部抜粋）

3 気づきから「行動の背景の理解」へ

(1) 校内委員会での協議

子どもの行動観察やチェックリストなどから得られた情報を分析し、子どものつまずきや困難さの背景の理解へとつなげます。この時、校内委員会で、これらの情報を共有するとともに、養護教諭や教科担任など様々な人から多面的に情報を集めることにより、子どもの状態がより明確になります。また、校内委員会において、子どものつまずきや困難さの背景について協議することにより、子どもへの理解が深まります。場合によっては、関係機関と連携を図り専門家から助言を受けることも有効です。

(2) 幅広い情報収集

問題行動の背景として、生育歴や家庭環境などの問題、器質的な問題があることも考えられます。ですから、子どもの学校での様子だけではなく、帰宅後や家庭、地域での様子に視野を広げることも大切になります。保護者との相談を行いながら、家庭での様子や生育歴、保護者の考えなどを把握します。また、場合によっては、入学前に在籍した幼稚園などから情報を得ることにより、理解が深まることもあります。

(3) 心理検査等の活用

子どものつまずきや困難さを理解する時、集団検査の結果や個別の心理検査なども有効な場合があります。心理検査は、行動観察の中だけでは捉えきれない子どもの知的な発達や学習のつまずき、言葉の発達、社会性等、様々な観点で捉えることができます。

主な心理検査等には、知的発達を捉えることを目的とした田中ビネーV、学習のつまずきを捉えることを目的とした WISC -Ⅲや K-ABC、社会性を捉えることを目的とした新版S-M社会生活能力検査などがあります。

<心理検査の利点>

- ・ 同年代を基準とした現在の発達段階を捉えることができます。
- ・ 対象となる子どもの認知面等の偏りの傾向を知ることができ、得意な分野や苦手な分野の傾向を知ることによって、どのような指導の手だてが有効であるかを知ることができます。
- ・ 一定の期間をおいて再度実施することにより、子どもの大まかな変容や指導の効果などについて確かめることができます。

※検査の実施に際しては、必ず専門家に相談すること、保護者の同意を得ることが必要です。

※検査の結果は重要な個人情報です。その取り扱いには十分に注意し、配慮することが必要です。

4 理解から「支援する」へ

支援の方法は、子どもの状況に応じて、次の3つの視点から整理することができます。

- ・注意を持続させることが苦手
- ・衝動を抑えることが苦手
- ・活動が過剰で落ち着きがない

自尊心を尊重した支援

- ・叱責するより、できたことをほめる。
- ・長所を見つけ、周囲に理解を促す。
- ・共感的にかかわり、一貫して対応する。

- ・話すことや聞くことが苦手
- ・読むことや書くことが苦手
- ・計算することが苦手

つまずきに応じた支援

- ・指導内容をスモールステップ化する。
- ・学習速度に応じた働きかけを行う。
- ・基礎・基本を繰り返し指導する。

- ・人とかわりをもつことが苦手
- ・コミュニケーションをとることが苦手
- ・特定のものにこだわる

よさや長所を生かした支援

- ・視覚的な情報を活用する。
- ・活動に見通しをもたせる。
- ・指示や説明は具体的に示す。

例えば、こんな子どもにはこんな支援を…

■集中を持続することが苦手な子どもに対して

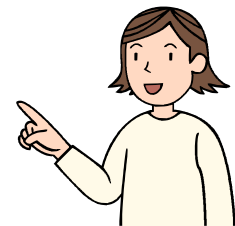
支援の方法

- ・指示や説明はキーワードを明確にし、抑揚をはっきりさせる。
- ・動作で示したり、絵や文字などを使う。
- ・子どもの近くに行き、正面から十分注意を引きつけて話す。

■次々に入ってくる言葉を理解できない子どもに対して

支援の方法

- ・伝える内容を整理し、短い言葉で伝える。
- ・キーワードを強調し、リズムをつける。
- ・動作で示したり、絵や文字を使うなど視覚的補助を用いる。



■怒った口調や声、強い禁止の指示に対して、興奮や不安、緊張を感じてしまい、敏感に反応する子どもに対して

支援の方法

- ・禁止の指示を出さなくてもすむよう、具体的な指示を出し、活動に十分見通しをもたせる。

※「～してはだめ」など、禁止の指示だけではすべき行動を伝えられません。どうしても禁止の言葉を使わなければならない場合には、必ずすべき行動も伝えるようにします。

例えば「そっちへ行ってはだめです」→「点線の内側を歩きます」など

具体的な支援の方法については、第4章で詳しく解説しています。

5 「二次的な障がい」を防ぐために

つまずきや困難さを示す子どもは、友だち関係や学習など学校生活全般において失敗をくり返すことが多くなりがちです。この失敗経験が積み重なり、自尊感情の低下とともに、自分は「ダメな子」「できない子」という思いにとらわれるようになり、「何をやってももうまくいかない」という気持ちが大きくなり、やる気が湧かなくなったり、自分に対し否定的になったりします。これを「二次的な障がい」と言います。

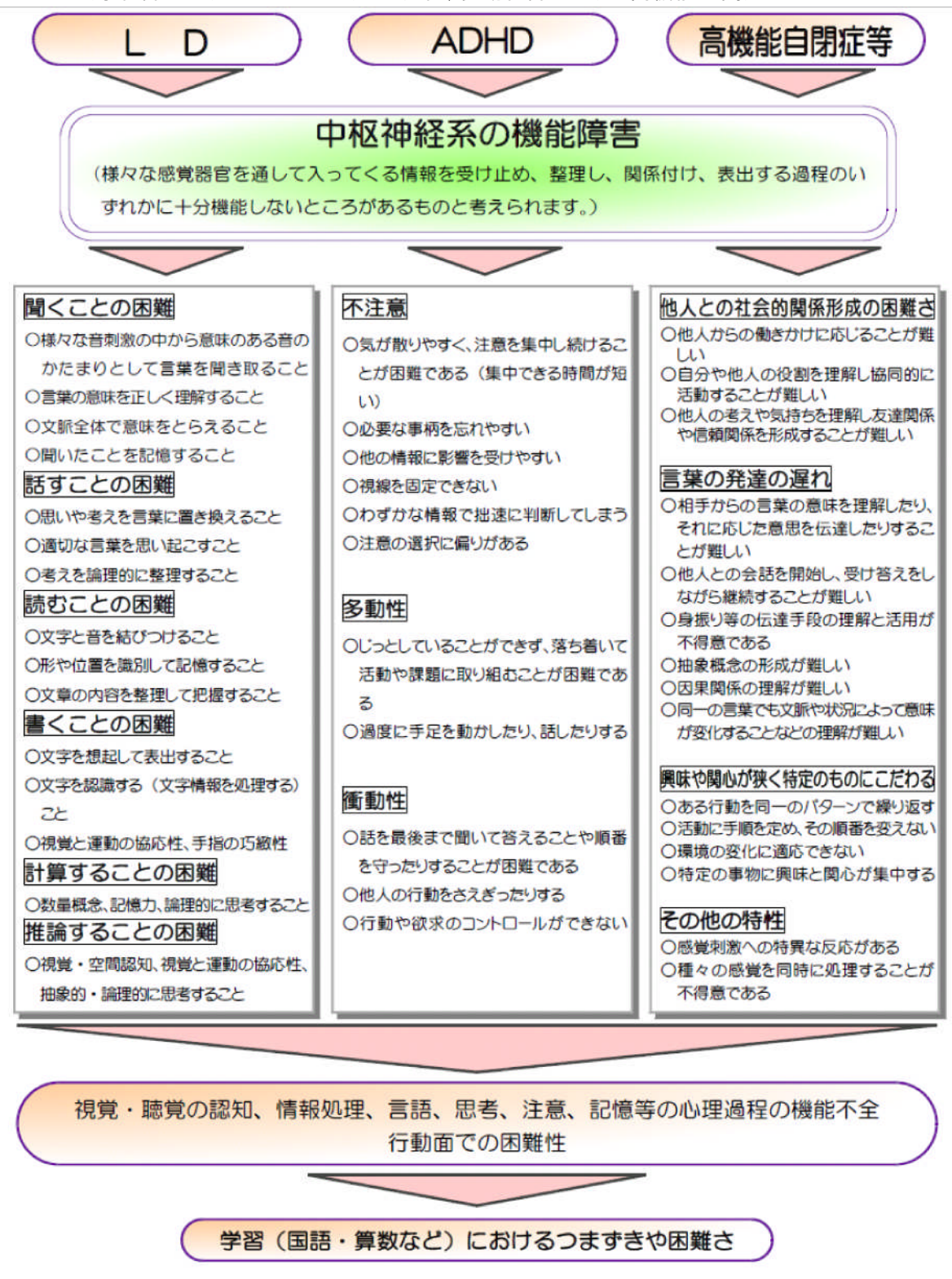
主な症状としては、チック、吃音、夜尿などに始まり、不安や抑うつ、不登校、引きこもりなどの情緒的な問題を引き起こすこともあります。また、反抗的・挑戦的な態度を示す反抗挑戦性障がい[※]や、反社会的な行為を起こす行為障がい[※]との関係も指摘されています。

<学校での具体的な配慮>

- 子どもの特性について校内で共通理解を図り、たくさんの温かい目で見守る。
- いじめはどんな場合も許さないという学校体制をつくる。
- 子どもの存在を認め、小さな努力や成長をほめることを大切にする。
- 子どもの特性を把握し、その場に応じたコミュニケーションの仕方やルールなどを、根気よく具体的に教える。
- 学習の中で可能な限り、子どもの自尊感情を高める支援を行う。
 - ・ 座席の位置、板書の仕方、短く1つずつ指示するなどの工夫を行い、本人ができる実感をもたせる。
 - ・ 授業や係活動で、本人が成功体験を味わえる活動場面を工夫する。
 - ・ 分かりやすくポイントを絞った目標を設定し、ほめる場面を増やす。

反抗挑戦性障がい[※]… 幼児期から青年期にかけて、「大人と口論する」「大人の規則や指示に反抗する」「意地悪で執念深い」等、著しく反抗的、拒絶的、挑戦的な行動を示し、それが6か月以上持続しているものを言う。反抗挑戦性障がいはADHDに合併しやすいことが知られている。

行為障がい[※]… 成長とともに反抗挑戦性障がいをもつ子どもの問題行動がエスカレートし、万引きなどの触法行為、人や動物に対する過度の攻撃性や暴力、重大な規則違反などを繰り返し、持続する場合を言う。「非行」とほぼ同義で扱われる場合もある。



（北海道特別支援教育センター 研究紀要第20号より）

※障がいは医師が診断するものです。教師が本人や保護者に、憶測や決めつけで伝えることは
慎まなければなりません。

第4章 通常学級における支援の実践

1 学級経営における基本姿勢

子どもは、一人一人が個性豊かな存在で、身長や体重など健康面の身体状況も違えば、学力や運動能力、得意なものや不得意なものも違います。通常学級では、つまずきや困難さを示す子どもにばかり目が行きがちですが、一人一人の子どもにニーズがあることを忘れてはいけません。そのようなことから、「どんな子どもにも、その子どもにとって必要な支援を行う」という教師の教育観が求められます。



＜教師の基本姿勢＞

- 「いつもみんな一緒」「みんなと同じように」といった画一的な考えをもたない。
- 子ども一人一人を多面的に理解し、一人一人のよさや持ち味を発揮できるよう指導する。
- 結果だけではなく、取り組む態度や努力の様子を学級全体で共有する。
- 教師自身が子どもとのかかわり方のモデルを示す意識をもち、子どもと接する。



＜学級づくりの視点＞

- すべての子どもがもつ「認められたい」という欲求を満たすことができる学級をつくる。
- 子ども一人一人が、異なる個性を認め合う、相手の気持ちを考えることができる学級をつくる。
- 子ども一人一人の心をはぐくみ、何でも話せる学級をつくる。
- 子どもたちが互いに協力して生活し、学習に取り組む学級をつくる。



＜めざす学級像＞

一人一人の人格を尊重し、特別な教育的支援を要する子どもを認め、
あたたかく接する雰囲気に満ちた学級

2 支援の基本

つまずきや困難さを示す子どもへの支援は、それぞれの特性の理解が必要です。支援を進めていく上で基本的なことは、その子どもの存在自体をまず「**認めること**」、そして小さな努力や成長を「**ほめること**」です。つまずきや困難さを示す子どもは、小さい頃から注意を受けることが多く、自己肯定感が低くなりがちです。ですから、自己肯定感を高めるとともに、二次的な障がいを防ぐためにも、その存在をまず認め、ほめる心がけが大切です。

そして、その子どもが一番困っていることは何か、どのような対応が必要かを考えることが大切です。また、コーディネーターや他の教職員と協働したりして、長期的視野に立って、あせらずに対応することが重要です。



3 支援の実際

(1) 教室環境の工夫

教室内で落ち着いて生活できるよう、子どもの特性に応じて、掲示物や備品の配置、座席など教室環境を工夫、改善することが大切です。

① 教室環境の整備

a 掲示物・教室備品などの配慮

- 気の散りやすい物は掲示せず、必要なものは後方へ掲示します。
- 掲示物は規則正しく整理し、傾いていたり、画鋲がはずれていたりしないように普段から気を付けることが必要です。
- その時間の授業に直接必要のないものは、子どもの視野に入る場所に置かずにロッカーなどに収納します。また、ロッカーの戸をきちんと閉めたり、カーテンを付けたりして、中が見えないようにすることも効果的です。
- 原則として子どもが気になるものは、教室内に置かないようにするのが望ましい。

b スピーカーなど音に関する配慮

- スピーカーの音量は適度な音量に調節します。
- 飼育用水槽などの音の出るものは、音が気にならない場所に置くか、教室内に置かないようにします。

c 座席への配慮

- 座席は、不必要な刺激が入りやすい窓側や廊下側の座席は避けるようにします。教師の目の届きやすい中央の前列が望ましいと言えます。ただし、TT指導が可能であれば、中央よりは両端に配置した方が支援が容易な場合もあります。
- 隣の席は、行動のモデルとなるような友だちにするとより効果的です。

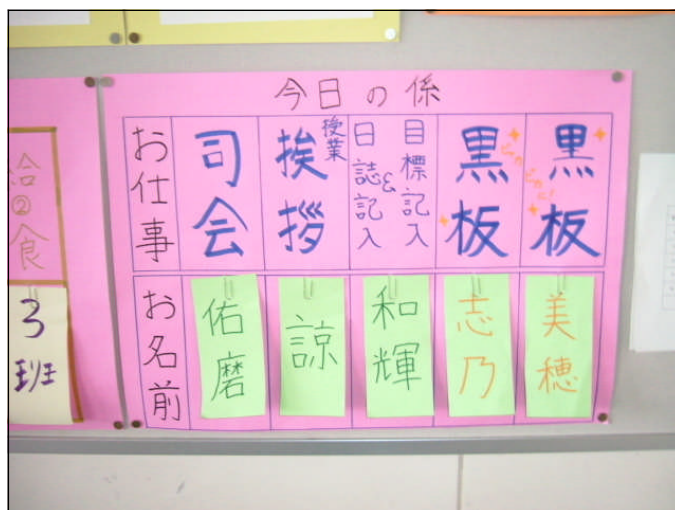
d 落ち着ける場所の確保

- 不安定になった時に落ち着ける場所として「安心コーナー」などのスペースを教室内に作り，クールダウンできるようにすると効果が上がります。教室だけでなく，保健室など安心できる場所を確保することも大切です。

② 日課表，週予定表の活用

a 活動の見通しをもたせる配慮

- 個人用の小黒板などを使って，一日の活動を文字カードや絵カードで示し，一つの活動が終わったらカードをはがす，シールを貼るなどして確認できるようにすることも効果的です。
- 見通しをもって生活できるように，一日の流れがわかる日課表や週予定表を活用することが効果的です。



係活動での文字カードの活用例

③ 活動の手順，目標などの提示

a 視覚的な情報の活用

- 活動ごとに手順をわかりやすく示したカードを見せたり，目にみえる場所に掲示したりすると効果的です。
- 具体的な目標やルールを文字や絵で常に意識できるように掲示して子どもの意識を喚起させるとよい。また，目標が守れたときにはシールを貼るなどして，賞賛することが大切です。



手順をわかりやすく示した掲示の例

名前	函館 太郎	めあて	手をあげて，先生にあてられてから発言する。					
☆	☆	☆	☆					銅メダル
								銀メダル
								金メダル

子どもの意識を高めるカードの活用例

(2) 生活・学習場面での支援の仕方

教師が授業の展開や子どもへのかかわり方を少し工夫することで、子どもが落ち着いて授業に参加できるようになることもあります。

① 指示や説明の配慮

- 具体的な言葉で、短くはっきりと指示を出すこと。一度にたくさんの指示は理解しにくかったり、混乱を招くことにもつながります。
- クラス全体に指示を出した後、個別にもう一度指示を与え、指示の伝わり方を確かめ、徹底します。
- 話すときは正面に立ち、子どもの目線で話しかけ、子どもの注意を引き付けてから話しはじめると効果的です。
- 禁止の言葉はできるだけ避け、望ましい行動を示す形で伝えます。
 - ・例えば「廊下は走らない」⇒「廊下は歩きます」ただし、自他を傷つけるような行動へは、強く短い言葉で伝えることが必要です。基本的には注意するより、望ましい行動をほめることが効果的です。

② 授業展開の工夫

- 実物や視聴覚教材など子どもの興味を高める教材を用意し、授業の展開を工夫することが大切です。
- 集中できる時間を考慮して、それ以上時間がかかる場合には、展開に変化をつけて体験的、操作的な活動を取り入れ、同じような内容が続かないようにします。
- 課題の与え方や、課題の量を配慮します。
- 視覚的な手段を取り入れた指示が効果的です。
- 指示は、一度に、短くわかりやすく行います。時には声に出して、繰り返し唱えることも大切です。音声化することで、これから行う手順を意識することができます。

③ 書く場面での配慮

- 書くための時間を十分にとり、色使いや字の形、書き順、読み仮名など、板書の仕方を工夫することが大切です。
- ワークシートを作成する際には、何を書けばよいのか明確にします。



④ 一斉授業と個別指導、少人数指導等の効果的な組み合わせ

- 集団生活のルールが身についているか、互いの人間関係が形成され、醸成されているかを考慮します。
- 状況の変化に応じた柔軟なグループ編成や学習内容にします。
- 緊急時には、手の空いている教師が支援に入るようにします。
- 個別指導を行っているとき、他の子どもの学習を保障します。

<例 1> 授業中、集中力が続かなくなったら…

○周りの子どもへの影響をできるだけ少なくするために、教室内に設けた「安心コーナー」や保健室などクールダウンできる場所で落ち着かせることが大切です。また、用事をつくり、職員室などに行かせるのも効果的です。

➡ 少し時間を置くことや環境を変えることによって、気持ちが落ち着き、次の学習や活動を行うことができるようになります。

<例 2> テストができなかったら…

○テストの点数を見て、子どもが自信を失い、学習に対し意欲をなくさないようにすることが大切です。

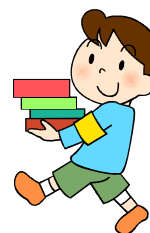
➡ 小学校であれば、子どもに返却する前に間違っている問題を直し、100点にして返却することも有効です。100点をとることができた自信で、その後の学習やテストへの意欲の向上につながることもあります。



<例 3> 意思の疎通がうまくいかないときは…

○担任が子どもを注意することが多くなれば、意思の疎通もうまくいかなくなりがちです。担任以外に、子どもが信頼できる先生の存在が必要です。養護教諭と連携をとるのも有効な方法の一つです。

➡ 信頼できる先生からほめられることによって、子どもは素直に話を聞いたり、自己を肯定できるようになります。また、担任の思いを第三者から話されることによって、担任との関係も改善に向かいます。



コラム

○障がいの説明について

学級の子どもたちやその保護者に障がいについて説明することが、効果的な支援につながる場合がありますが、関係者が時間をかけて十分に話し合い、障がい等について説明することによるメリットだけではなく、デメリットについても十分に考慮する必要があります。その際、当事者であるつまずきや困難さを示す子どもの保護者と子ども自身の同意を得ることは言うまでもありません。また、当該の子どもへの「障がいの告知」にかかわる内容にも触れることも予想されるので、学校と家庭だけではなく、医療機関や相談機関とも検討することが望ましいと言えます。このように、慎重に協議することが望まれます。



4 校内の支援体制の工夫例

(1) 特別支援学級の弾力的な運用 (A 小学校の実践)

○高機能自閉症と診断されたA君の保護者は、通常学級で必要に応じて支援を受けることを希望していた。

○A校では入学前から、A君が通う幼稚園や療育機関を訪問して、支援の実際について情報を収集したり、体験入学の際にウォークラリーを企画してA君を理解する機会をもつなど、全教職員の協力で、受け入れの準備を始めた。



- ・入学後A君は、教室に一番に登校できないと机を倒したり、ジャンケンで負けるとかんしゃくを起こし、特別支援学級でクールダウンすることがあった。
- ・特別支援学級では、一人遊びを10分程度すると気持ちが落ち着き、通常学級へ戻ることができた。
- ・特別支援学級には、幼稚園と同じようにクールダウンの場やマットレスを用意し、その場所の確保がたいへん効果的であった。



- ◆学習能力の高いA君は、次第に学級での適応力が高まるとともに、気持ちの切り替えも教室内でできるようになり、特別支援学級でクールダウンすることはほとんどなくなった。
- ◆現在A校では学級担任が不在の時、どの職員でもA君に対応できるよう共通理解が図られている。



(2) 養護教諭との連携 (B 小学校の実践)

○B君は授業中に、時折、机をガタガタ鳴らすなど不適応を起こす場面が見られた。

○興奮してしまうと教師の指示に全く従おうとしないため、学級担任はB君の体を押さえ、本人の気持ちが落ち着いてから、原因や本人の希望を話し合っていた。しかし、そのたび授業は中断していた。



- ・校内委員会で話し合い、養護教諭にB君の話をじっくり聞いてもらい、本人の気持ちを言葉で表現させるようにかかわってもらうことにした。
- ・B君は養護教諭に対して、作業が多すぎて根気が続かないことや、問題が解けずにイライラしたこと等を話すようになった。
- ・養護教諭はB君の気持ちを受け入れ、嫌なことや困ったことがあった時にはどのように伝えたらよいのかを助言し、今後の対応をB君に考えさせるようにした。



- ◆現在、授業中に我慢できないことがある時には、自分から学級担任に断って保健室に行き、気持ちを落ち着けるようになってきている。



第5章 幼稚園・高等学校における特別支援教育

1 函館市内A幼稚園の取り組み

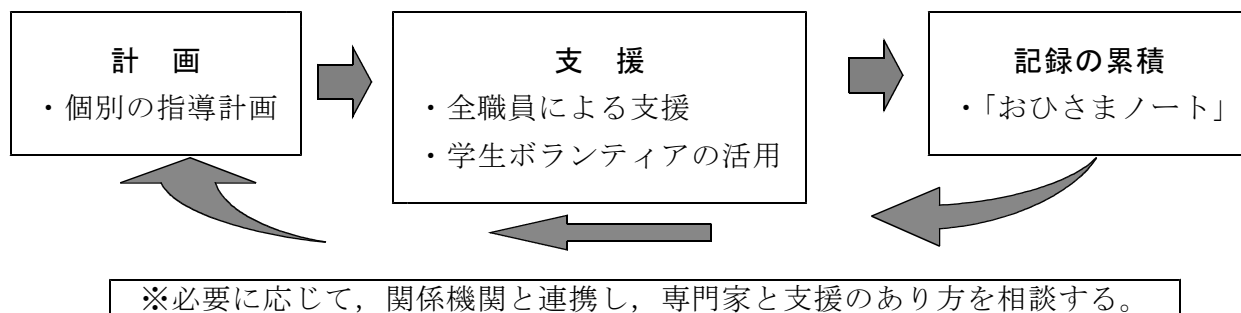
(1) 幼児への支援の現状

A幼稚園では、特別な教育的支援を要する幼児が在籍し、おしま地域療育センターや障害者生活支援センター（ぱすてる）、市立函館保健所など、様々な関係機関と連携を図り、保育を行っています。

関係機関での個別指導と幼稚園での集団生活の両面でよりよい育ちが図られるよう、情報の交流を密にしながら支援を進めています。

(2) 支援の流れ

A幼稚園では、主に下記のような流れで支援を行っています。



おひさまメモ

名前 () さん () 月 () 日 ()

記録者 ()

※集中した遊び 言葉 友達とのかかわり 困ったこと（特に配慮が必要だったこと）
一緒に活動して、見ていて、嬉しかったことなどを簡単にメモしましょう

A幼稚園の「おひさまノート」

(3) 支援にあたって

- ・ 子どもの実態把握を行いながら行動の見通しを立て、個別の指導計画を月ごと、学期ごとに見直し、支援を行っています。

- ・ 観察の記録「おひさまノート」を活用し、日々の子どもとのかかわりから気づいたことや、子どもの変化や成長への教師の思いなどを記録しています。また、このノートを教職員間だけでなく、保護者、関係機関と共有することを目指しています。
- ・ 教育支援体制として、教育大学の教育支援ボランティアが、毎週3回（月・火・水曜日）、子どもを支援しています。

- ・ あたたかな居場所づくり
- ・ 子どものペースを大切に
- ・ 安心できる教材、遊具の用意
- ・ 一人で静かに過ごせる場所づくり
- ・ 保護者との共感的で細やかな連携
- ・ 専門機関による情報の活用

A園の支援にあたってのポイント

（４）家庭・関係機関との連携について

- ・ 療育を受けている幼児の場合は、その施設の職員に来園要請し、園での生活の様子の観察の後、園長、担任教員、特別支援教育コーディネーターなどとの協議を行っています。
- ・ ４月～５月の早い時期に就学についての保護者の考えを聞いて、子どものよりよい就学のあり方を話し合っています。また、就学については、就学予定先の小学校へ出向いて、“おひさまノート”などの記録をもとに、子どもの様子を小学校側へ伝えています。

2 函館市内B高等学校の取り組み

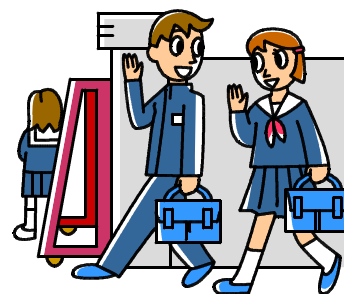
（１）生徒への支援の現状

B高等学校では、学校に適應できない生徒への対応と、そのような生徒を出さないための予防・開発的な対応を考えること、また、大規模校であるため、集団生活になじめない生徒への対応や集団でのコミュニケーション能力を育てる対応も課題となっています。これらの課題解決に向けて、特別支援教育の推進やメンタルサポート体制の充実、本校における学校運営の柱の一つにあげられています。

（２）特別支援教育にかかわる取り組み

① 環境保健部によるメンタルサポート活動

- 保健室（養護教諭）の健康相談活動及び各学年との連携、関係医療機関との連携
- メンタルサポートルームにおける日常の相談活動（常駐の担当教諭3名）
- 各学年やスクールカウンセラーと連携し、ケース会議や特別支援教育に関する校内研修の開催および資料提供
- メンタルサポート通信の発行



② スクールカウンセラーによる支援

- 特別な教育的支援を要する生徒やその保護者に対する個別面談（カウンセリング）
- 担任や学年団、環境保健部メンタルサポートチームへのコンサルテーション
- ケース会議時のアドバイザー
- 来校は週2回（月曜日および木曜日）6時間
- 特別支援教育に関する校内研修の講師

③ 予防・開発的教育相談～ロングホームルーム（LHR）・学校行事における構成的グループエンカウンター（SGE）の実施

- 学級担任・副担任によるLHR時のSGE（年に3回 4月・8月・2月実施）
- 1年時入学後の宿泊研修で、2時間のメンタルサポート活動（SGEを中心に）

④ ピアサポート※活動

- ピアサポート研修の実施およびピアサポーター養成
 - ・保健委員会が担当し、希望者を対象に活動している。
 - ・研修会は月1回80分程度、担当教員およびピアサポーターがリーダー役となる。
- ピアサポート活動の実際
 - ・いじめ・不登校・薬物問題などの標語や校内掲示物の作成と啓発活動
 - ・学校祭の取り組み（エゴグラム、心理検査の実施とピアサポート活動の紹介）
 - ・校内での温かい人間関係づくりを進める。
 - ・クラスの友人や部活動の仲間の相談を受けたり、孤立した仲間がいたときに声かけを行う。
 - ・集団生活になじめない生徒や、不登校傾向の生徒に対し、担任教諭と連携して支援する。

⑤ 各学年会（年次会）における情報交換

月1回開催される学年会（年次会）時に、生徒の心身の状態について情報交換を行います。その際、つまずきや困難さを示す生徒についても情報交換を行い、対応策を検討します。また、必要に応じて環境保健部と連携を図ります。

ピアサポート※ … ピアサポートは、学校内で子どもたち自身が行うボランティア活動であり、仲間をサポートするために必要なトレーニングを受け、そのスキルや他者を思いやることの大切さを学んだ子どもたち（ピアサポーター）が、さまざまなサポート活動を行うことである。

第6章 保護者に対する支援

1 つまづきや困難さを示す子どもの保護者への支援

保護者の障がいの受容の過程には、ドローター（Dorotar, 1975）によると5つの段階があります。時間の経過とともに、①ショック、②否認、③怒り、④適応、⑤再起という5つの心理的な段階を経ると言われています。必ずしも、すべての保護者がそのような過程をたどるわけではありませんが、保護者自身も成長と変容の過程にあるということを理解することが必要です。教師は、保護者が我が子のつまづきや困難さを前向きに受け止め、養育に取り組めるように、保護者の気持ちに共感的に寄り添うことが大切です。

保護者の思いや願いに寄り添い支援していくためには、次に示すようなカウンセリングマインドが大切です。

- ・ 傾聴…相手の話るところを「じっくりと聴く」態度
- ・ 共感…相手を感じているように「共に感じる」態度
- ・ 受容…相手のこれまでのがんばりを「肯定的に認める」態度

【保護者との教育相談のポイント】



◆保護者の話を共感的に聞くことに努めながら、信頼関係をつくり、保護者が話しやすい環境をつくるのが大切です。

○保護者との信頼関係を築く

- ・ 保護者の子育てへの不安や悩みにじっくり耳を傾け、これまでの苦勞に共感する態度で接するように努めます。信頼関係を築くことで保護者が話しやすい環境をつくれます。

○日常の情報交換に努める

- ・ 相談の中で保護者の願いやニーズについて聞きます。（家庭の様子や生育歴、医療関係の受診歴や就学前の様子など）
- ・ 日常的に気づいたことなどを保護者と伝え合うために電話や連絡帳等を活用し、情報交換に努めます。
- ・ 定期的に家庭訪問したり保護者に来校要請し、子どもの様子について話し合う機会を設けます。

○保護者とともに取り組む

- ・ 話し合いをしながら、子どもの示す困難さや課題を共通理解します。将来を見据えた保護者の願い、教師の願いなども話し合いながら、長期的な視点で子どもの成長と一緒に支援していこうという姿勢を共有できるようにします。
- ・ 早急に解決する必要がある課題から具体的な目標を設定し、学校、家庭でどのように支援していくかを具体的に話し合います。
- ・ 場合によっては、関係機関や専門家との連携を働きかけます。
- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する際には保護者にも参加してもらい保護者の思いや考えを聞きながら作成することが大切です。



◆子どもの気になる点ばかりを話すのではなく、子どもの成長している点やがんばっている点など、よいところから話すようにします。

○学校での学習面や行動面での様子を伝える

- ・ 障がいという言葉や障がい名を安易に口にしないようにします。
- ・ 子どもの状態は、家庭での養育や母親のしつけのせいでないことを理解してもらい、少しでも母親の負担を軽くするよう配慮します。
- ・ 学校における教育内容、方法などについて保護者の理解を得ることが大切です。
- ・ 学校での子どもの様子について、課題や短所だけを言うのではなく、長所や努力していることを具体的な資料などで知らせ、今後の見通しなども合わせて説明するようにします。

○保護者に理解と協力をお願いする

- ・ 学校ができる指導方法や指導体制について説明し、保護者の理解を得られるようにします。
- ・ 家庭や地域でもできる部分は協力を依頼し、それだけでは難しい場合には専門機関との連携も視野に入れます。



コラム

保護者がマイナスのイメージを
もちやすい教師の言葉



このような言葉で伝えてみては…



・「お母さんが、そんなふうだから
〇〇さんも…なんですよ。」

・「〇〇さんのために、
今まで～をしてきたのですね。」

・「その傾向は〇〇さんだけではないですよ。
そのうち落ち着きますよ。」

・「その傾向について、お母さんはどう感じま
したか。どのようなことが心配ですか。」

・「専門家に診てもらってください。」

・「〇〇さんの指導のために、担任がアドバイ
スをもらいたいので、専門機関での相談を
考えています。同席していただき、一緒に
話を聞いていただければと考えていますが、
いかがですか。」

・「やればできますから、
とにかくがんばらせてください。」

・「今、学校で〇〇のようなやり方ががんばっ
ています。家庭でも同じ方法で行えば、本
人も戸惑いが少なく、スムーズに行えるよ
うになるのではないかと思います。家庭で
も同じ方法で行うことは可能でしょうか。」

2 保護者との連携の事例

[市内小学校 S 先生の対応（保護者 A さん）]

- 保護者 A さんは、子どもへの関心が薄く、子どもの発達が他の子と少し違うと感じていても、時間とともに何とか解決するであろうと、それほど困った様子ではなかった。



- 担任と特別支援コーディネーターは A さんに対し、いきなり障がいのことを切り出すのではなく、「現在の学級で、子どもによりふさわしい対応を話し合っていきましょう」と目的を伝え、連携を進めることを第一として話し合いの場を設定した。
- A さんが学校生活において心配に感じている点や、現在の環境でその子にとって無理のない効果的な対応を話し合うことにした。
- 相談を継続するため、月 1 回の相談実施を確認し、必要に応じて電話や連絡帳でも様子を伝えるなどした。担任、保護者、特別支援コーディネーターが入り、話し合いを重ね、学校生活における子どものよい面を伝えながら、課題となる部分についても伝えていった。



- ◆ 時間をかけて教師が親身になって考え、相談を継続していくことで A さんとの信頼関係が築かれていった。今では、A さんの方から、障がいに関する話題が出されることもあり、専門機関との連携も視野に話し合いを進めている。

[市立小学校 T 先生の対応（保護者 B さん）]

- 保護者 B さんは、特別支援教育への偏見があり、周りからマイナスのレッテルをはられることは社会的に不利益になることと考え、子どもが学校への適応に困難な状況であることは分かっているが、学校に対する不信感を強めていった。



- 担任は B さんに対し、子どもの短所や問題行動を話すのではなく、長所やがんばっていることに目を向け、子どもの成長を前向きに考え、教師が困っているのではなく、「子どもが困っている」ということを伝えていった。
- 担任は効果的だった指導を具体的に伝え、プラスとなる変化を見つけていった。子どもの成長と教師の支援の有効性を伝えることで、徐々に B さんから家での様子や家で実行してみたことなどを連絡帳に書いてくれるようになった。
- B さんとの信頼関係もできてきたことから、特別支援教育コーディネーターにも入ってもらい、心理検査を実施することを提案をした。心理検査をすることで、授業や家庭生活を効果的に進める方法を見つけやすいことを伝え承諾を得られた。



- ◆ 「一緒に考えたい」という教師の姿勢を伝えていくことで、保護者の学校に対する不信感も消え、一緒に考えられるようになった。



第7章 関係機関との連携

1 関係機関との連携の進め方

つまづきや困難さを示す子どもに効果的な支援を進めていくためには、学校だけではなく医療や福祉等の関係機関と連携を図り、様々な専門家の支援が必要な場合があります。そして、関係機関と連携を図りながら、個別の指導計画を作成し、必要に応じて個別の教育支援計画を策定するなど、支援の充実を図ることが大切です。

各関係機関では、それぞれの専門性を生かし、子どもだけではなく、保護者や担任への支援も行っています。（ ➡ P 3 2 「関係機関一覧」参照）

【連携の進め方のポイント】

○連携の窓口の設置

- ・ 連携の窓口、つまり誰が関係機関と連携を図るのか、学校での窓口を明確にしておくことが大切です。

○校内の支援体制の整備

- ・ 関係機関と連携する際には、校内委員会などで検討し、方針を明確にした上で連携を進めます。必ず、管理職やコーディネーターなどと相談し、学級担任が単独で連携を始めてしまうことがないようにします。
- ・ 連携によって得られた情報や助言などを校内委員会で検討し、具体的な支援に結びつけることが大切です。

○関係機関との連携

- ・ 関係機関との連携会議を設定する場合、コーディネーターなど窓口となる担当者が日程の調整や事前の打ち合わせ等を行います。
- ・ 対象となる児童生徒の情報を整理し、会議が効率的に進められるように工夫することが必要です。また、単発的な連携ではなく、支援の経過を評価し修正ができるよう、定期的に連携を図っていくことも大切です。



（1）教育相談機関や福祉機関との連携

教育相談機関では、教育相談や巡回相談の事業を行っていますので、専門的な知識や技能を有する人から支援の方法についての助言を得ることができます。教育相談機関は学校の実情も把握している場合もあるので、連携が比較的とりやすく、また、保護者と学校のパイプ役になってもらうこともできます。

また、福祉機関には、保健師や心理判定士などの多くの職種の専門家がいて、子どもに対する情報や支援の方法についての助言を得ることができます。

（２）医療機関との連携

つまずきや困難さを示す子どもの中には、小児科、小児精神科、心療内科などの専門医との連携が必要になってくる場合があります。

連携を図るためには、保護者の了解のもとで受診をしてもらい、診断や子どものつまずきや困難さの医学的背景、医療上の配慮事項などの情報の共通理解を図ることができます。

【関係機関の支援内容例】

- 個別の指導 ～ 子どもに対して、専門的な指導を個別に行います。子どもに関する情報の交換を行い、個別指導の内容や方法、子どもの様子などを聞き、学校での指導にも生かしていくことができます。
- 保護者の相談～ 子どもの育て方や接し方についてアドバイスをしてくれます。保護者自身がカウンセリングを受け、悩みを聞いてもらうことで情緒の安定を図ることもできます。
- 担任への支援～ 子どもの理解の仕方や支援の方法等を助言してくれます。担任が直接出向いて話し合いをしたり、巡回相談として学校に来てもらうこともできます。

2 函館市特別支援教育サポート委員会

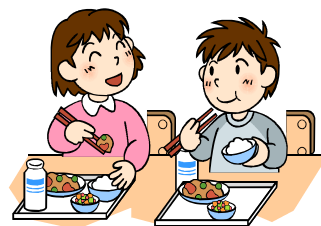
（１）目的及び構成員

函館市特別支援教育サポート委員会は、学校（園）からの申し出に応じて、校内委員会において特別な教育的支援が必要であると判断された幼児児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言などを行うことを目的として設置しました。

サポート委員会は、特別支援学級や通級指導教室の担当教員、通常学級の担当教員、特別支援学校の教員、心理学の専門家、福祉、保健、医療の専門家等１５人の委員で構成されています。

（２）役割

- ・ 幼児児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- ・ 学校（園）の支援体制についての指導・助言
- ・ 保護者、本人への説明
- ・ 校内研修への支援
- ・ 個別の指導計画や教育支援計画作成への助言



(3) 支援までの流れ

- ・校内委員会でサポート委員会の活用を決定する。
- ・対象となる児童生徒の保護者の了解を得る。
- ・教育委員会教育指導課へ連絡する。
- ・サポート委員と学校で訪問日程の調整を行う。
- ・サポート委員が学校(園)を訪問し、指導・助言する。



※必要に応じて、複数回訪問することも可能です。

3 特別支援学校との連携

函館市内にある特別支援学校は、聾学校や盲学校のように聞き取りにくさ、見えにくさについての専門性を有している学校をはじめ、学びの特徴、不器用さ、体の動き、自閉症や言語に関する専門性を有しています。特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を有していますので各学校の案内(チラシ)や Web ページを閲覧したり、コーディネーターを通して電話等で問い合わせたりすることができます。

【特別支援学校のセンター的役割】

- ①電話による相談
- ②子どもに関する個別の相談
- ③巡回相談による行動観察、担任などへの助言
- ④校内委員会への参加
- ⑤校内研修の講師、などがあります。



※ 実際に特別支援学校を訪れて相談することもできます。相談だけでなく、検査の実施や特別支援学級の教育課程の編成についての助言を得ることもできます。

4 教育支援ボランティアの活用

函館市内には、大学生や地域の方にボランティアとして支援の協力を得ている学校や幼稚園があります。

北海道教育大学函館校では、地域の教育の振興と充実に貢献することを目的に、学生を「教育支援ボランティア」として各学校等へ派遣し、教育活動を支援する事業を行っています。また、学校が独自に地域ボランティアを活用し、校内の支援体制の充実を図っている場合もあります。

○活動内容

担当教員とともに、特別支援学級への補助、通常学級における授業等の補助、および通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への補助を行います。

5 通級指導教室（ことばの教室）※の活用事例

- C君は、思いついたことをすぐに口に出して言ってしまうたり、相手や状況にふさわしくない言動をとってしまうなど、自分の思いを言葉でうまく伝えることが苦手で、人と楽しく過ごすことや、コミュニケーションがうまくできずに困っていた。



- ・校内委員会で話し合い、保護者に「ことばの教室」を紹介することになった。その後、親子で教育相談に行った結果、週に一回の通級が始まった。
- ・初めは不安を抱いていた母親も、喜んで通う子どもの姿に安心すると同時に、ことばの教室で担当者と話し合ったり、他の保護者と交流したりすることで気持ちも前向きになっていった。



- ◆ ことばの教室では、楽しくコミュニケーション活動を行うことにより、人とのかかわる楽しさを味わっている。そして、その中で自分の思いを伝えるためにはどんな話し方がよいのか、相手とうまくやりとりするにはどのようにしたらよいのかを学んでいる。
- ◆ ゲームの途中で自分に都合よくルールを変える等の望ましくない言動があった時には、その時のお互いの気持ちを吹き出しに書いて振り返る等、相手の気持ちに気づいたり、どのようにしたらお互いに気持ちよく過ごせるのか話し合っている。
- ◆ ことばの教室での様子は、担当者の学校訪問や学期ごとの指導記録、毎月のおたより等で知らされるが、必要に応じて電話や訪問等で連携を図っている。



通級指導教室（ことばの教室）※ …主に言葉に関することやコミュニケーションにつまずきや困難さを示す児童を対象に開かれている通級による教室。通常学級に在籍する児童が、週に1回程度（2時間程度）通級することができる。函館市では、中部小学校、日吉が丘小学校、中央小学校の3校に開設されている。

■函館市内の主な相談機関

函館市内にはたくさんの相談機関があります。子どもにかかわる様々な相談を受け付けておりますので、何か気になることがあればご連絡下さい。

相 談 機 関	所 在 地	電 話 番 号
---------	-------	---------

●子育てや子どもの教育など様々な相談に応じます。

函館市教育委員会教育指導課	函館市東雲町 4 番 1 3 号	2 1 - 3 5 5 7
函館市南北海道教育センター	函館市湯川町 3 丁目 3 8 番 3 8 号	5 7 - 8 2 5 1
子どもなんでも相談 1 1 0 番 (函館市中央福祉事務所 子ども未来室子育て支援課内)	函館市東雲町 4 番 1 3 号	2 1 - 3 1 2 3
北海道函館児童相談所	函館市中島町 3 7 番 8 号	5 4 - 4 1 5 2
市立函館保健所健康づくり推進室 健康増進課 母子保健担当	函館市五稜郭町 2 3 番 1 号	3 2 - 1 5 3 3
道南特別支援教育 ネットワーク協議会 (事務局)	函館市深堀町 2 7 番 8 号 (北海道函館聾学校)	5 2 - 1 6 5 8

●発達障がいに関する相談や診察に応じます。

北海道発達障害者支援センター あおいそら	函館市石川町 9 0 番 7 号	4 6 - 0 8 5 1
おしま地域療育センター	函館市石川町 4 1 番 2 号	4 6 - 6 6 4 1

●子どもの発育や発達に関する相談に応じます。

北海道函館盲学校	函館市田家町 1 9 番 1 2 号	4 2 - 3 2 2 0
北海道函館聾学校	函館市深堀町 2 7 番 8 号	5 2 - 1 6 5 8
北海道函館養護学校	函館市旭岡町 2 番地	5 0 - 3 3 1 1
北海道五稜郭養護学校	函館市五稜郭町 3 9 番 1 3 号	5 3 - 9 3 9 5
北海道教育大学附属特別支援学校	函館市美原 3 丁目 4 8 番 1 号	4 6 - 2 5 1 5

●言葉やコミュニケーションに関する援助を行う通級指導教室(ことばの教室)

※日常の学習や生活は在籍する学校で行い、週1回程度、ことばの教室に通級することもできます。

函館市立中央小学校	函館市美原 2 丁目 2 8 番 1 号	4 7 - 6 5 1 1
函館市立中部小学校	函館市新川町 3 0 番 2 6 号	2 6 - 7 9 8 1
函館市立日吉が丘小学校	函館市日吉町 2 丁目 3 4 番 1 号	5 2 - 7 0 3 1

※それぞれ相談機関には特徴がありますので、より適切な相談機関を紹介されることもあります。

【主な参考・引用文献】

- ・小学校学習指導要領（平成20年3月）
- ・中学校学習指導要領（平成20年3月）
- ・北海道特別支援教育センター研究紀要 第20号（平成18年度）
- ・群馬県教育センター研究紀要「小・中学校における特別支援教育の校内体制ガイドブック」
（平成18年度）
- ・長崎県教育委員会研究紀要「保護者の気持ちに寄り添う教育相談」（平成18年度）
- ・福井県特別支援教育センター研究紀要「気がかりな子どもをみんなで支えるために」
（平成17年度）
- ・函館市立亀田小学校研究紀要「合流49号」（平成18年度）
- ・特別支援教育基本用語100 明治図書
- ・特別支援教育コーディネーターの手引き 東洋館出版社
- ・教室で行う特別支援教育1 ここがポイント学級担任の特別支援教育 図書文化 他

〔学校教育指導資料作成委員会〕

委員長	函館市立中央小学校	校長	鈴木 祐 司
副委員長	函館市立鱒川小中学校	教 頭	畑 中 雅 昭
委 員	函館市立港中学校	教 諭	石 丸 克 範
委 員	函館市立日吉が丘小学校	教 諭	菊 池 雅 子
委 員	函館市立本通中学校	教 諭	佐 藤 恵
委 員	函館市立北美原小学校	教 諭	高 間 猛
委 員	函館市立凌雲中学校	教 諭	中 川 奈緒美
委 員	函館市立亀田小学校	教 諭	榊 田 慎 司
委 員	函館市立中央小学校	教 諭	山 下 小 幸
委 員	函館市立駒場小学校	教 諭	淀 川 仁

表紙絵：函館市立桐花中学校 1年 干場 佑人 2年 木村優実花
3年 澤田 卓也 1年 平田 大介

学校教育指導資料

一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実を目指して
子どもたちの笑顔のために

発 行 函館市教育委員会

函館市東雲町4番13号

電話（0138）21-3557

発行日 平成21年3月31日
